

社保シリーズ

初期の根面う蝕,Hys 長期管理

3

社保研究部

今年4月の診療報酬改定で、初期の根面う蝕に対するフッ化物歯面塗布処置(F局)の対象年齢などが拡大した。今回は、初期の根面う蝕を交えた長期管理について症例で解説する。

症例解説

フッ化物歯面塗布処置(F局)について F局の対象は、①う蝕多発傾向者②初期の根面う蝕③エナメル質初期う蝕患者の主に3通りあり、1口腔単位で3月に1度算定する(表1参照)。

今回の症例は、初期の根面う蝕患者に対してのF局である。訪問診療に限らず、歯管を算定している65歳以上の外来患者に対しても算定できるようになった(12/2)。この場合の病名は、「根C」となる。

フッ化物歯面塗布処置は、歯科医師または歯科衛生士が行う。歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が実施した場合、カルテに歯科衛生士の氏名を記載し、歯科衛生士は業務記録を作成する。

F局と関連する処置などについて

6は、根CでF局の対象だが、知覚過敏(Hys)もあるため、F局での管理中に知覚過敏処置(Hys処)を実施している(11/4, 15, 25, 12/2)。この場合は別に算定できる(審査提供事例参照)。

Hys処の対象だった4をやむを得ず充填をした場合、充填が算定できる(11/25)。症例では、頬側・根面がう蝕となったので、F局の管理からは外す(12/2)。

症例では、初診月から6カ月を超えて歯科疾患の管理および療養上必要な指導を実施している。この場合、歯管に長期管理加算の100点を加算できる。初めて算定する場合は、治療経過と口腔の状態踏まえ、口腔管理にあたり特に留意すべきことを患者などに説明し、カルテに説明した内容の要点を記載する(12/2)。

F局は、う蝕多発傾向者であることも対象というイメージがあるが、年齢や対象が拡大しているため、算定漏れが多いのではないだろうか。

表1 F局の対象患者別の算定一覧(3月1回)

	所定点数	傷病名	算定時の留意点
う蝕多発傾向者	110点	C管理中	歯管・特疾管の算定, 15歳以下
初期の根面う蝕患者	110点	根C	訪問診療の場合 歯管の算定, 65歳以上
エナメル質初期う蝕患者	130点	Ce	歯管算定, 口腔内カラー写真

SRP後に知覚過敏が生じた場合も算定可。

Hys処を行った歯にやむを得ず充填する場合、充填が算定できる。

SPT開始日までの歯清は算定できる。

同一歯に、う蝕とHysがある場合F局とHys処の併算定可。

部位	傷病名	診療開始日
$\frac{7}{7}$	P ₂	令和4年6月24日
6 5 2 1 1 2	根C	令和4年6月24日
6 4 6 7	Hys	令和4年6月24日
5	C ₁	令和4年11月4日
4	Hys→C ₁	令和4年11月25日
〔年齢〕66歳女性		
〔主訴〕歯磨きすると歯ぐきから出血する、下の奥歯がしみる		
〔所見〕歯肉発赤、腫脹あり。冷水痛あり。初期の根面う蝕を認める		

月日	部位	療法・処置	点数
11/1		再診 明細 (56+1)	57
	$\frac{7}{7}$ —4	浸麻OA+歯科のキシロカインC+1.8ml	/
	$\frac{7}{7}$ 6 5 4	SRP (64×2+72×2)	272
		歯管 文 (100+10)	110
11/4		再診 明細 冷水痛(+)	57
	6 4 6 7	Hys処 (MSコート) (56)	56
	5	KP (60)	60
		EE・EB	/
		光CR充1 (B) (106+11)	117
		研磨	/
11/15		再診 明細 冷水痛(+)	57
	6 4 6 7	Hys処 (MSコート) (56)	56
11/25		再診 明細 冷水痛(+)	57
	6 6 7	Hys処 (MSコート) (46)	46
	4	充填 (128)	128
		EE・EB	/
		光CR充1 (B) (106+11)	117
		研磨	/
11月分 4日分 1,190点			
12/2		再診 明細 冷水痛(+)	57
	$\frac{7}{7}$ — $\frac{7}{7}$	P精検(検査結果略) (400)	400
		P画像5枚 (10+10×4)	50
		歯清 (72)	72
	6	Hys処 (MSコート) (46)	46
	6 2 1 1 2	F局 (110)	110
		歯管 文 長期 (100+10+100)	210
		Pの症状の一時安定を確認。SPTによる治療計画について同意を得る。引き続き初期の根面う蝕に対しフッ化物局所応用によりう蝕管理を継続する。	/
12/16		再診 明細 冷水痛(-)	57
	$\frac{7}{7}$ — $\frac{7}{7}$	SPT (350)	350
	3—3	SC	/
12月分 2日分 1,352点			

F局に関わる支払基金審査提供事例

○取扱い

原則として、同日に、同一部位に対する知覚過敏処置とフッ化物歯面塗布処置の算定を認める。

○取扱いを定めた理由

同一歯にう蝕と知覚過敏症が生じている場合は、それぞれに対する処置を行うことが臨床上有り得るものと考えられる。

○留意事項

う蝕歯インレー修復形成を算定した部位のインレー装着と同時に行う場合を除く。(2021年9月27日)

○取扱い

原則として、同一初診期間中にう蝕歯即時充填形成又はう蝕歯インレー修復形成を行った歯に対して、後日、他歯面に対して行ったう蝕薬物塗布処置の算定を認める。

○取扱いを定めた理由

う蝕に対するう蝕歯即時充填形成又はう蝕歯インレー修復形成を行った後、診療状況等によって同一歯の他歯面に生じたう蝕に対して、う蝕薬物塗布処置が必要となる場合がある。

○留意事項

同一初診期間中にう蝕歯即時充填形成又はう蝕歯インレー修復形成を行った歯の他歯面に対するう蝕薬物塗布処置の算定が傾向的にみられる場合にあっては、医療機関に対する照会が必要であると考えられる。(2016年8月29日)